



平成 30 年 7 月 24 日

各 位

会 社 名 さが美グループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西脇 秀雄
(コード番号 8201 東証第一部)
問合せ先 執行役員(業務本部長) 井上 岳治
(TEL. 0463-52-0860)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 7 月 24 日開催の取締役会において、平成 30 年 8 月 28 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、平成 30 年 8 月 28 日から平成 30 年 9 月 25 日まで整理銘柄に指定された後、平成 30 年 9 月 26 日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

I. 株式併合について

1. 株式併合の目的及び理由

平成 30 年 6 月 19 日付当社プレスリリース「株式会社ベルーナによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び支配株主（親会社を除く。）の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社ベルーナ（以下「ベルーナ」といいます。）は、平成 30 年 5 月 8 日から平成 30 年 6 月 18 日までを買付け等の期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、ベルーナは、平成 30 年 6 月 22 日をもって、当社株式 35,536,190 株（議決権所有割合（注 1）：89.71%）を所有するに至りました。

（注 1）「議決権所有割合」とは、当社が平成 30 年 5 月 29 日に公表した第 44 期有価証券報告書（以下「当社有価証券報告書」といいます。）に記載された平成 30 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数（40,834,607 株）から同日現在の当社の所有する当社株式に係る自己株式数（1,222,600 株）を控除した当社株式数（39,612,007 株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入します。以下、比率の計算において特別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）をいいます。なお、当社有価証券報告書によれば、株主名簿上は当社名義とされているものの、名義書換え未了のため所有者が不明となり、平成 21 年 1 月 5 日に施行された株券電子化以降、当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社の特別口座に記録されており、実質的には当社が所有

していない株式が 1,000 株（議決権 1 個）あるため、当該株式数は自己株式数から控除しています。

平成 30 年 5 月 7 日付当社プレスリリース「株式会社ベルーナによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、ベルーナは、当社及び当社の子会社である株式会社さが美及び株式会社東京ますいわ屋からなるさが美グループ（以下「当社グループ」といいます。）の経験やノウハウを融合することで、和装関連事業の拡大を図るというベルーナの経営課題を克服するとともに、PB 商品開発や出店戦略の構築、人材育成面においても当社グループの事業と相互補完的な関係が構築できるものと考え、これらの関係構築を迅速かつ円滑に進めるために当社をベルーナの完全子会社とし強固な関係を構築し、機動的な情報共有と迅速な意思決定を行える体制を整備することが必要であるとの認識に至ったとのことです。

ベルーナは、平成 30 年 3 月下旬に、アスパラントグループ株式会社（以下「アスパラントグループ」といいます。）が無限責任組合員となり投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に基づき平成 28 年 6 月 29 日に組成された当社の主要株主である筆頭株主及び支配株主（親会社を除く。）の AG 2 号投資事業有限責任組合（以下「AG 2」といいます。）及び当社の協力の下、当社の株主をベルーナのみとするための一連の手続（以下「本取引」といいます。）の是非等について本格的な協議・検討を複数回にわたり行い、本取引の一環として、本公開買付けの開始を決議したとのことです。

当社としても、ベルーナから当社をベルーナの完全子会社とすることについて平成 30 年 3 月に提案を受け、本取引における諸条件の公正性を担保すべく、当社並びにアスパラントグループ及びベルーナから独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである SMBC 日興証券株式会社（以下「SMBC 日興証券」といいます。）から取得した当社株式の株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容、リーガル・アドバイザーである桃尾・松尾・難波法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本取引に関する提案を検討するための諮問機関である第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）における検討及び本第三者委員会から提出を受けた平成 30 年 5 月 2 日付答申書（以下「平成 30 年 5 月答申書」といいます。）の内容を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に検討を行いました。

その結果、当社は、ベルーナが、現在きものチェーンの株式会社 BANKAN わものやを良好に経営し、更にきもの事業の拡大に意欲を持っており、当社グループが使命として掲げている「きもの文化の発展継承」を理解・共有して、使命実現に協力していくことを表明していることから、平成 30 年 5 月 7 日付で当社がベルーナとの間で締結した本公開買付けに関する契約書（以下「本公開買付契約」といいます。）に基づく協議・検討を通じ、ベルーナグループと一体となって、次に述べるような具体的施策を実施し、ノウハウを共有・蓄積していくことにより、当社の成長戦略の実現が可能になると考えております。

本取引が成立し、ベルーナと一体となった場合における具体的な施策としては、以下を想定しております。

i) ベルーナが重要視している新規顧客の開拓ノウハウと、当社がきもの専門店として永年築いてきた知識・経験・産地及び取引先との繋がり等をお互いに共有することにより、ベルーナが課題としていた本格的な和装関連の顧客獲得と、当社が課題としていた新たな顧客層の獲得の解消が可能になること

ii) ベルーナのきもの事業と合わせれば、業界最大のきもの事業グループとなり、価格決定のリーダーシップを有して競業他社に対する優位性が一層高まる可能性があること

iii) ベルーナグループには大手きものレンタル事業会社である株式会社マイムも所属しており、ベルーナグループが保有するレンタル事業に関するノウハウを共有することで、当社グループのレンタル事業育成・拡大のサポートが可能となること

iv) ベルーナは当社の上場廃止を予定しており、これにより上場維持コストが削減される等、様々な面で経費削減

が進み、利益改善が期待できること

当社は、上記施策の通り、ベルーナとのノウハウの共有を通じた営業力の強化による新規顧客の開拓、及び上場維持コストの削減等によって早期に経営の安定を図ることが急務と考えており、そのために本取引によりベルーナの完全子会社となることは、当社の企業価値向上のための最善の選択肢であるとの判断に至りました。

また、本取引における諸条件のうち、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（150円。以下「本公開買付け価格」といいます。）については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由」の「② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」に記載のとおり、相当であると判断しており、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上により、当社は、平成30年5月7日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記の取締役会決議は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

その後、上記のとおり本公開買付けが成立いたしました。ベルーナは、当社の総株主の議決権の数の90%以上の議決権を取得できなかったことから、ベルーナからの要請を受け、本意見表明プレスリリースにてお知らせいたしました。平成30年7月24日開催の取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社をベルーナの完全子会社とするために、当社株式4,360,222株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、本株式併合により、ベルーナ以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

① 本臨時株主総会基準日公告日	平成30年6月29日（金曜日）
② 本臨時株主総会基準日	平成30年7月17日（火曜日）
③ 取締役会決議日	平成30年7月24日（火曜日）
④ 本臨時株主総会開催日	平成30年8月28日（火曜日）（予定）
⑤ 整理銘柄指定日	平成30年8月28日（火曜日）（予定）
⑥ 当社株式の最終売買日	平成30年9月25日（火曜日）（予定）
⑦ 当社株式の上場廃止日	平成30年9月26日（水曜日）（予定）
⑧ 本株式併合の効力発生日	平成30年9月30日（日曜日）（予定）

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

平成 30 年 9 月 30 日（予定）をもって、平成 30 年 9 月 29 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式について、4,360,222 株を 1 株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

39,581,860 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

39,581,869 株

(注 2) 効力発生前における発行済株式総数は、当社有価証券報告書に記載された平成 30 年 2 月 28 日時点の発行済株式総数 (40,834,607 株) から、当社が平成 30 年 7 月 24 日開催の取締役会において決議した、平成 30 年 9 月 28 日付で消却する予定の、平成 30 年 7 月 17 日時点で当社が所有する自己株式の数 (1,252,738 株) を控除した株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

9 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

36 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、ベルーナ以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式をベルーナに売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である平成 30 年 9 月 29 日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である 150 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

ベルーナは、本公開買付けの開始時点では当社の親会社等に該当しませんでした。当社は、ベルーナが本公開買付けを含む本取引を通じて当社の株主をベルーナのみとすることを企図していることを考慮して、当社の株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付けの公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実施しました。

② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額は、上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である平成30年9月29日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付け価格と同額である150円を乗じた金額となる予定です。

本公開買付け価格については、ファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券による当社株式の株式価値の算定内容を踏まえ慎重に検討しました。その結果、(a)合意された本公開買付け価格である1株当たり150円は、SMB C日興証券から取得した本株式価値算定書に提示された当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジ内であること、(b)本公開買付けの公表日の前営業日である平成30年5月2日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値120円に対して25.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、平成30年5月2日から過去1ヶ月間の終値単純平均値121円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値について同じです。）に対して23.97%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値120円に対して25.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値124円に対して20.97%のプレミアムが、それぞれ加算されていること、(c)下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の各措置が取られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められることから、その他の本取引に関する諸条件を考慮し、本取引は当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

また、当社は、平成30年5月7日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することの決議を行った後、平成30年7月24日に至るまでに、本公開買付け価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上より、当社は、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、ベルーナは、平成30年5月8日から平成30年6月18日までを本公開買付け期間とする本公開買付けを実施しました。その結果、ベルーナは、本公開買付けの決済の開始日である平成30年6月22日をもって、当社株式35,536,190株（議決権所有割合：89.71%）を所有するに至りました。

（2）上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主をベルーナのみとする予定です。その結果、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

日程といたしましては、平成30年8月28日から平成30年9月25日まで整理銘柄に指定された後、平成30年9月26日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、ベルーナは、和装関連事業の拡大を図るというベルーナの経営課題を克服するとともに、PB商品開発や出店戦略の構築、人材育成面においても当社グループの事業と相互補完的な関係が構築できるものと考え、これらの関係構築を迅速かつ円滑に進めるために当社をベルーナの完全子会社とし強固な関係を構築し機動的な情報共有と迅速な意思決定を行える体制を整備することが必要であるとの結論に至り、平成30年5月7日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付けの開始を決議したとのことです。

また、当社は、ベルーナとのノウハウの共有を通じた営業力の強化による新規顧客の開拓、及び上場維持コストの削減等によって早期に経営の安定を図ることが急務と考えており、そのために本取引によりベルーナの完全子会社となることは、当社の企業価値向上のための最善の選択肢であるとの判断に至りました。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社取締役会は、平成30年5月2日付で、第三者委員会より、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨の平成30年5月答申書を受領しております。

（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式併合は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、ベルーナ及び当社は、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として以下の措置を実施いたしました。

① ベルーナにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

ベルーナは、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、ベルーナ及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に対し、当社株式の価値の算定を依頼し、平成30年5月2日付で株式価値算定書を取得し、その参考としているとのことです。

ブルータス・コンサルティングは、当社株式の価値を算定するにあたり、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、当社株式の客観的価値を求める観点から市場株価法を採用するとともに、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算定するDCF法を用いて当社株式の価値算定を行ったとのことです。なお、ベルーナは、ブルータス・コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

ブルータス・コンサルティングによる株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式の価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 120円～124円
DCF法	: 120円～180円

市場株価法では、平成30年5月2日を算定基準日（以下「本基準日」といいます。）として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値120円、直近1ヶ月間（平成30年4月3日から平成30年5月2日まで）の終値単純平均値121円、直近3ヶ月間（平成30年2月5日から平成30年5月2日まで）の終値単純平均値120円及び直近6ヶ月間（平成29年11月6日から平成30年5月2日まで）の終値単純平均値124円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を120円から124円までと分析しているとのことです。

また、DCF法では、平成31年2月期から平成33年2月期までの当社の事業計画、直近までの業績の動向、当社へのマネジメント・インタビュー、現在及び将来の事業環境並びに一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を120円から180円までと分析しているとのことです。

上記DCF法による算定の基礎となった事業計画においては、平成31年2月期の売上高は大雪の影響により平成30年2月期末迄に当社顧客に引き渡しできなかった商品の引き渡しによる収益化によって改善を見込んでおり、さらに滞留在庫の削減による売上総利益率の改善、従業員の高齢化に伴う定年後再雇用化の推進による販売費及び一般管理費の削減により、営業利益は平成31年2月期に240百万円、平成32年2月期に営業利益285百万円、平成33年2月期には400百万円まで増加することを見込んでおります。

ベルーナは、ブルータス・コンサルティングから取得した株式価値算定書の算定結果に加え、ベルーナにおいて実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の東京証券取引所市場第一部における過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移、完全子会社化を目的とした過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成30年5月7日開催の取締役会において、本公開買付価格を150円とすることを決議したとのことです。

本公開買付価格（150円）は、本基準日（平成30年5月2日）の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値120円に対して25.00%、本基準日までの過去1ヶ月間（平成30年4月3日から平成30年5月2日まで）の終値単純平均値121円に対して23.97%、本基準日までの過去3ヶ月間（平成30年2月5日から平成30年5月2日まで）の終値単純平均値120円に対して25.00%、本基準日までの過去6ヶ月間（平成29年11月6日から平成30年5月2日まで）

の終値平均値 124 円に対して 20.97%のプレミアムをそれぞれ加えた金額とのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、ベルーナから提示された本公開買付けにおける買付け等の価格に関する当社における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付け価格の公正性を担保するために、当社並びにアスパラントグループ及びベルーナから独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである SMBC 日興証券に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を取得しました。SMBC 日興証券は、当社並びにアスパラントグループ及びベルーナの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

SMBC 日興証券は、当社からの依頼に基づき、当社の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受け、それらの情報を踏まえて当社株式の株式価値を算定しております。なお、当社は、SMBC 日興証券から、本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

SMBC 日興証券は、当社株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映するため DCF 法を用いて当社株式の価値算定を行っております。当該各手法を用いて算定された当社株式 1 株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法：120 円～121 円

DCF 法：120 円～162 円

市場株価法では、平成 30 年 5 月 2 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の直近 1 ヶ月の終値単純平均値 121 円、直近 3 ヶ月の終値単純平均値 120 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 120 円～121 円までと分析しております。

DCF 法では、当社が作成した平成 31 年 2 月期から平成 33 年 2 月期までの財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成 31 年 2 月期以降生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの価値を 120 円～162 円までと分析しております。

なお、SMBC 日興証券が DCF 法による分析に用いた当社作成の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成 31 年 2 月期は、大雪の影響により平成 30 年 2 月期末迄に当社顧客に引き渡しできなかった商品の引き渡しによる収益化と滞留在庫の削減により、約 3 億円の営業利益の増益を見込んでおり、平成 33 年 2 月期においては、前年の消費増税によって減少した売上高が、元の水準に回復すると想定されること、従業員の高齢化に伴う定年後再雇用化の推進による販売費及び一般管理費の削減等により、約 1 億円の営業利益の増益を見込んでいます。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

③ 当社における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得

当社取締役会は、本公開買付けへの賛否に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、平成 30 年 3 月 22 日、当社及びベルーナとの間に利害関係を有しない、辻川昌徳氏（弁護士、潮見坂総合法律事務所）、藤田尚子氏（弁護士、当社社外取締役、独立役員）及び松本好弘氏（公認会計士、当社社外取締役、独立役員）の 3 名から構成され

る第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置しております（なお、本第三者委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）。そして、当社は、本第三者委員会に対し、（i）本取引の目的が正当性・合理性を有するか、（ii）本取引に係る手続の公正性が確保されているか、（iii）本取引の取引条件の公正性・妥当性が確保されているか、並びに、（iv）（i）乃至（iii）を前提に本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否かを検討し、当社の取締役会に対して意見を述べること（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問することを決議いたしました。この決議を受け、本第三者委員会は、平成30年3月22日から同年5月2日まで合計5回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。

具体的には、本第三者委員会は、当社より提出された各資料その他必要な情報・資料等を収集及び検討、並びに、当社取締役・従業員、当社が第三者算定機関として選任したSMB C日興証券及びリーガル・アドバイザーとして選任した桃尾・松尾・難波法律事務所との面談によるヒアリング調査等を行い、本公開買付けを含む本取引の内容、本取引の背景、本取引の意義・目的、当社の企業価値に与える影響、本取引によって見込まれるシナジー、第三者算定機関であるSMB C日興証券の独立性、公開買付価格算定手法の合理性、分析の前提事実の適正性、利害関係者からの不当な干渉の有無、ベルーナ及び当社の状況、ベルーナ及び当社が意思決定をするに至る経緯・検討経緯の妥当性、当社とベルーナとの間の協議・交渉の経緯及び内容その他本取引に関連する事項について説明を受けるとともに、質疑応答を行っております。また、本第三者委員会は、ベルーナに対し、ベルーナが想定する本取引実行後の施策及びそのシナジー等について具体的な説明を求めため、ベルーナに対して質問書を送付し、ベルーナから回答書を受領して、当該回答内容を検討しております。さらに本第三者委員会は、当社から当社の事業計画の説明を受け、質疑応答を行った上で、SMB C日興証券から、本株式価値算定書に基づく当社株式価値に関する算定について説明を受け、当該価値算定の前提等に関するヒアリング調査等を行っております。

本第三者委員会は、このような経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、委員全員の一致で、平成30年5月答申書を当社取締役会に対し提出しております。平成30年5月答申書の内容は、大要以下のとおりです。

（i）国民の生活様式の変化や伝統的行事の衰退等により、きもの市場の市場規模は減少傾向となり、きもの事業は厳しい事業環境となっているところ、当社は、平成31年2月期を初年度とした中期経営計画を策定し、安定して利益の出せる経営体質への転換に取り組んでいる。ベルーナは、本取引を実行することにより、当社とベルーナの和装関連事業の完全子会社との間で強固な関係を構築し、ベルーナグループの競争力を一層強化できると考えており、本取引後も、当社グループのグループ法人体制、業務執行、取引関係、ブランドを維持・尊重することを基本方針としている。ベルーナは、本取引後の具体的な運営方針として、和装関連事業に関する経験及びノウハウの融合、人材育成の強化、PB商品開発、新規顧客拡大等を掲げている。そして、当社は、ベルーナが現在きものチェーンの株式会社BANKANわものやを良好に経営し、更にきもの事業の拡大に意欲を持っており、当社グループが使命として掲げている「きもの文化の発展継承」を理解共有して、使命実現に協力していくことを表明していることから、本取引はベルーナと一体となった事業推進を通じて、当社の企業価値向上に資するものであると判断したとのことである。これらの点からすれば、本取引は、きもの事業の厳しい事業環境を前提に、ベルーナグループの営む和装事業と当社の営む和装事業の効率性を組み合わせて規模の拡大と効率の改善を実現しようとするものであり、新規顧客開拓等でもメリットが見込まれ、また、当社が中期経営計画で掲げる個別の経営課題にも資すると評価することができるものであり、本取引が当社の企業価値向上に資するとの当社の判断に特に不合理な点は認められない。また、本取引実行後の具体的施策や本取引で見込まれるシナジーについての当社とベルーナによる説明に大きな矛盾や齟齬はない。以上からすれば、本取引の目的には正当性及び合理性が認められる。

（ii）ベルーナ及び当社から独立した外部の有識者を含む委員によって構成される本第三者委員会を設置し、同本第三者委員会において上記のとおり本取引の目的、手続及び条件等について調査・検討を実施していること、ベルー

ナ及び当社から独立したSMB C日興証券から株式価値算定書を取得していること、ベルーナ及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである桃尾・松尾・難波法律事務所より法的助言を受けていること、平成30年5月7日開催の取締役会において、アスパラントグループの従業員としての地位を有する原知己氏及び浜田康彦氏は、本公開買付けに係る議案の審議及び決議に一切参加する予定はなく、また原知己氏及び浜田康彦氏を除く参加した取締役の全員一致により決議する予定であること、本公開買付けの公開買付期間が法定の最短期間である20営業日よりも長期の30営業日に設定されていること、ベルーナと当社は、当社がベルーナの対抗者と接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていないこと、本完全子会社化手続において、本公開買付けに応募しなかった株主に対しても本公開買付けに応募した場合と同等の価格が対価とされる予定であること、本取引の対価に不服を持つ株主の救済手段として会社法その他の関係法令に従って、株主に価格決定の申立てを行う権利が認められていること等を踏まえれば、本取引の手続は公正であると認められる。

(iii) ベルーナ及び当社から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券による当社株式の株式価値の算定結果について、SMB C日興証券が行った市場株価法及びDCF法という算定手法の選択に不合理な点は認められないこと、各算定手法における算定過程及びその前提事実には不合理な点は認められないこと、本公開買付け価格は、市場株価法に基づく算定結果のレンジを上回るものであり、また、DCF法に基づく算定結果のレンジ内で、かつ中央値を上回る価格であり、さらに本公開買付け実施前の市場株価に付されたプレミアムは、類似事例に付されたプレミアム水準に照らしても低廉とは言えないと考えられること、本公開買付け価格を除く本取引の公開買付期間、買付予定数、公開買付けの撤回等の条件の有無、本完全子会社手続きにおいて株主に交付される予定の対価の決め方等の諸条件は本取引と類似する直近3年間における、対象者の完全子会社化を企図した公開買付けの類似事例において一般的な取引条件であること等を勘案すれば、本公開買付け価格その他の条件は妥当であるといえる。

(iv) 以上の(i)乃至(iii)を考慮すれば、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものとは認められない。

④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、桃尾・松尾・難波法律事務所を選定し、同事務所より、本公開買付けを含む本取引の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、桃尾・松尾・難波法律事務所は、当社並びにアスパラントグループ及びベルーナから独立しており、当社並びにアスパラントグループ及びベルーナとの間に重要な利害関係を有しません。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、平成30年5月7日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した7名の取締役(原知己氏及び浜田康彦氏を除き、監査等委員である取締役3名を含みます。)の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

上記の当社取締役会決議は、当社の取締役のうち、ベルーナとの間で応募契約を締結しているAG2の無限責任組合員であるアスパラントグループの従業員としての地位を有し、かつ当社の代表取締役会長としての地位を有している原知己氏と、同じくアスパラントグループの従業員としての地位を有し、かつ当社の取締役の地位を有している浜田康彦氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、決議されております。なお、当社取締役のうち、原知己氏及び浜田康彦氏はアスパラントグループの従業員としての地位を有しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、

本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておりません。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

ベルーナは、本公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としています。このように、本公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募について適切な判断機会を確保するとともに、ベルーナ以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性の担保に配慮しているとのことです。

また、ベルーナは、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記本公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保し、本公開買付けの公正性を担保することを意図しているとのことです。

4. 今後の見通し

本株式併合に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、本公開買付契約に基づき、今後、当社およびベルーナの両社間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

ベルーナは、当社の支配株主（親会社）であるため、当社取締役会による本株式併合に関する承認は、当社にとって支配株主との取引等に該当します。

当社が開示した、平成 30 年 1 月 16 日付のコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「当社は、支配株主等との取引については、一般的な取引条件と同様に契約条件や市場基準を十分に勘案し、合理的に決定しており、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応しております。」としており、当該指針における適合状況は以下のとおりです。

当社の支配株主による本取引に関して、当社は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための各措置を実施しており、かかる指針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成 30 年 5 月 2 日付で、第三者委員会より、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであるとは言えない旨を内容とする平成 30 年 5 月答申書を入手しております。

詳細は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3)

本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。なお、平成 30 年 5 月答申書が、本株式併合を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式併合の承認に際しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得していません。

II. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

(1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 36 株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

(2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 9 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 1,000 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 7 条（単元株式数）及び第 9 条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除するものであります。

(3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主はペルーナ 1 名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 11 条（基準日）の全文を削除するものであります。

(4) 上記記載の第 7 条及び第 9 条並びに第 11 条の削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本臨時株主総会において本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である平成 30 年 9 月 30 日に効力が発生するものといたします。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>117, 907</u> 千株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>36</u> 株とする。
(<u>単元株式数</u>) 第 7 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。	(削除)
第 8 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
(<u>単元未満株主の権利制限</u>) 第 9 条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利およ	(削除)

<p><u>び本定款に定める権利以外の権利を行使 することができない。</u></p> <p>① <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利。</u></p> <p>② <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求 をする権利。</u></p> <p>③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の 割当ておよび募集新株予約権の割当てを 受ける権利。</u></p> <p>第 10 条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 <u>当社は、毎年 2 月末日の最終の株主 名簿に記録された議決権を有する株主を もって、その事業年度に関する定時株主 総会において権利を行使することができ る株主とする。</u></p> <p>② <u>前項に定めるほか、必要があるときは、 取締役会の決議によってあらかじめ公告 して臨時に基準日を定めることができ る。</u></p> <p>第 12 条～第 43 条 (条文省略)</p>	<p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 9 条～第 40 条 (現行どおり)</p>
--	--

3. 変更の日程

平成 30 年 9 月 30 日 (予定)

4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

以上